

五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五城目町に存在する空家で賃貸借契約または売買契約が成立または成立が見込まれている物件（以下「空家物件」という。）について、空家物件所有者（以下「所有者」という。）または空家物件入居者（以下「入居者」という。）が改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要する費用を借り受ける場合において、当該融資に係る利子補給を行うことにより、定住促進を図るとともに、空家の有効活用及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(利子補給金対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「利子補給金対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 所有者で、町外からの転入者の定住に資する者。

(2) 町外からの転入者で、転入の日から3年以内に空家物件の改修等をする入居者。

(3) 町長が特に必要と認める者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、利子補給金対象者としなない。

(1) 町税等に滞納がある者。

(2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者。

(3) 秋田県住宅リフォーム推進事業補助金または五城目町住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けた者。

(利子補給金対象資金)

第3条 利子補給の対象となる融資資金（以下「対象資金」という。）は、この要綱の目的に基づき五城目町と連携して融資を行う金融機関（以下「連携金融機関」という。）の空家の改修等に係る融資資金とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 屋根、外壁、トイレ、風呂、台所等の生活するために必要な改修等または耐震補強工事に要する費用。

(2) 五城目町に本社、支社、支店または営業所等を有する法人及び五城目町で事業を営む個人事業者（以下「町内業者」という。）が施工する改修等に要する費用。

2 やむを得ない事情により、五城目町外に本社、支社、支店または営業所等を有する法人及び五城目町外で事業を営む個人事業者（以下「町外業者」という。）が施工する改修等に要する費用については、町長が特に必要と認めたもの。

(利子補給金認定申請)

第4条 対象資金を借り入れようとする利子補給金対象者（以下「借入人」という。）は、連携金融機関の事前審査を受けた上で、五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金認定申請書兼金融機関ローン実行報告書（様式第1号。以下「認定申請書兼実行報告書」という。）により、町長に申請しなければならない。なお、借入人が入居者の場合は、空家物件所有者承諾書を添付するものとする。

2 町長は、利子補給金を認定したときは、認定申請書兼実行報告書に認定日を記入し、連携金融機関に送付するものとする。

3 連携金融機関は、借入人に融資を実行したときは、認定申請書兼実行報告書に必要事項を記入し、町長に報告しなければならない。

(利子補給金額)

第5条 利子補給金額は、毎年12月末日現在（以下「基準日」という。）の未返済元金に第6条第1項に規定する利子補給率を乗じて得た額（以下「利子補給金」という。）（1円に満たない場合は切り捨てた額とする。）とする。

2 利子補給は1空家物件につき、1件の借入分とし、未返済元金の上限は200万円とする。

(利子補給率及び期間)

第6条 利子補給率は、3%（利子率が3%に満たない場合は、当該利子率）とする。

2 利子補給の期間は、借入日から起算して60ヶ月以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、基準日現在において返済が滞っている場合は、利子補給金を給付しない。

(利子補給金給付方法)

第7条 利子補給金は、借入人に対して年1回、基準日が属する月の翌年3月31日までに給付するものとする。

2 連携金融機関は、基準日における借入人の未返済元金額を確認の上、町長が指定する日までに報告するものとする。

(利子補給金給付申請)

第8条 第4条に規定する利子補給金の給付を受けようとする借入人（以下「申請者」という。）は、五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付申請書（様式第2号）に、連携金融機関から送付される返済予定表を添えて町長に申請するものとする。

(利子補給金給付)

第9条 町長は、第8条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、利子補給金を給付することを決定したときは、五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による利子補給金の決定後、申請者より利子補給金請求書（様式第4号）の提出を受けたときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(報告)

第10条 町長は、必要と認めるときは、連携金融機関及び申請者に対し、対象資金に関する書類の提出を求めることができる。

(連携融資契約)

第11条 町長は、利子補給金を給付するに当たり、連携金融機関と覚書を締結するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成27年9月18日から施行する。

(別紙1)

年 月 日

五城目町長 様

住 所 _____
所有者 氏 名 _____ 印
電話番号 _____

空 家 物 件 所 有 者 承 諾 書

申請者住所 _____ 氏名 _____

が次の住所の空家物件について、改修等及び五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金に係る申請をすることに承諾します。

なお、当該事業における一切の権限を申請者に委任しますので、異議申し立ては行いません。

空家住所：五城目町 _____

五城目町長 様

	住 所	
申請者	氏 名	印
	電話番号	

五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付申請書

五城目町連携空き家リフォームローンに係る利子補給を受けたいので、五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、町と融資を受けた金融機関との間で、利子補給金の給付のために必要な情報を交換することに同意します。

添付書類 借受時の返済予定表の写し（全ページ）

注意事項

- ①借入実行日から1ヶ月以内に申請してください。
- ②利子補給金の交付決定については、審査のうえ後日お知らせします。
- ③利子補給の対象期間は、借入日から60ヶ月以内、利子補給率は3%（利子率が3%未満の場合は、当該利子率。）となります。

様

五城目町長

五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付決定通知書

五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金について、次のとおり決定したので、五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付要綱第9条の規定により通知します。

利子補給決定額	円
利子補給率	%
事業年度	年度
注意事項	<ol style="list-style-type: none">1. 利子補給金は、毎年12月末現在の未返済元金に3%（利子率が3%に満たない場合は、当該利子率。）を乗じて得た額（1円未満切捨て）です。2. 請求書を 年 月 日まで住民生活課あて提出してください。3. 利子補給金は、3月末日までに指定口座に振込みます。4. 借入金を申請した用途以外に使用したときまたはその他不正があると認めた場合は、返還を求めることがあります。5. 必要があるときは、対象資金に関する書類の提出を求められます。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

五城目町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金請求書

五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金について、五城目町空家利活用に係る改修等融資利子補給金給付要綱第9条の規定により請求します。

利子補給金請求額： 円

振込先口座情報

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 共 同 組 合 支 店（支 所）
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

※振込先は、申請者本人（融資を受けた方）の口座を記入してください。